

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

和歌山厚生年金 事案 947 (事案 897 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年 9 月 1 日から26年 4 月22日まで
② 昭和28年12月30日から30年 1 月 1 日まで

私は、昭和 25 年の盆明け頃、A 社（現在は、B 社）の面接試験を受け、同年 9 月 1 日から同社で勤務した。27 年 3 月頃、同社に隣接していた C 事業所（昭和 28 年 11 月に D 社と名称変更）に転籍し、29 年 12 月末まで同事業所で勤務していた。

しかし、年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無いとのことなので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回の申立てに当たり、私は、同僚の名前を思い出したので、再度、記録の訂正を申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、i) A 社の当時の事業主及び役員は、既に死亡又は連絡先が不明である上、B 社は、「資料を保管していないため、当時の状況は不明である。」旨回答しているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚で連絡先が判明し照会できた 10 人のうち、回答が得られた 8 人からは、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかったこと等から、また、申立期間②について、i) C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚で連絡先が判明し照会できた 11 人のうち、回答が得られた 6 人からは、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかったこと、ii) 上記の同僚 6 人のうち 1 人は、「申立人のほか同僚 2 人が一緒に申立事業所を退職した。」旨供述しているところ、C 事業所に係

る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚2人の被保険者資格喪失日が申立人と同日の昭和28年12月30日となっており、当該記録はオンライン記録と一致すること、iii)同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同事業所の当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成24年4月25日付けで年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立期間①について、申立人は、当時の同僚を思い出したとして10人の名前を挙げている。このうち、前回の申立てにおいて既に照会した同僚、氏名が判明しない同僚及び死亡又は連絡先が不明である同僚を除く3人に照会したが、当該3人から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、当時の同僚を思い出したとして15人の名前を挙げている。このうち、前回の申立てにおいて既に照会した同僚及び死亡又は連絡先が不明である同僚を除く3人に照会したが、回答が得られた1人から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、申立人が挙げた上記の同僚延べ25人のうち、前回の申立てにおいて既に照会を行った4人に、再度、照会したが、当該4人から申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる新たな事情は得られなかった。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。